

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

ご 案 内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目 的

酸素欠乏症及び硫化水素中毒は、致死率が高く非常に危険であり、建設業における発生状況は前者が製造業に次いで、また後者は清掃業に次いで多くなっています。

この背景には建設業の特性として作業が多種多様であること、かつ労働安全衛生法施行令別表第6では酸素欠乏症等にかかるおそれのある場所とは下水道工事、ピット内、地下室、タンク内、坑内、屋内、暗きよなどが示されて、建設現場には多く点在していることにあります。

これらの酸素欠乏危険場所における作業は発注者、元請、専門工事業者の労働者の如何にかかわらず、労働安全衛生法に定める特別教育修了者を配置することを事業者には義務付けられています。

当支部は、事業者に代わって受講を希望する者を対象に本教育を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

※上記教育の修了証を既に取得されているのに再び受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についての確認をした上で、お申込み下さいますようお願いいたします。

2. 受講対象者

- ・ 酸素欠乏危険場所での作業に従事する者及び安全衛生担当者等。

3. カリキュラム

- ① 酸素欠乏等の発生の原因 (1 時間)
- ② 酸素欠乏等の症状 (1 時間)
- ③ 空気呼吸器等の使用の方法 (1 時間)
- ④ 事故の場合の退避及び救急そ生の方法 (1 時間)
- ⑤ その他酸素欠乏等の防止に関し必要な事項 (1. 5 時間)

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書 (所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。)
- (2) 写 真 1 枚 (胸上タテ 3.6 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。)

- (3) 受講料（前納制です。実施分会の窓口か、又は現金書留にて納付すること。）
- (4) 1回あたりの受講定員は50名程度とし、10月18日(金)までにお申込み下さい。

また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。

※受講定員に満たない場合は、受講を延期又は中止することもありますのでご理解下さい。

5. 受講料

	教育時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	5.5 時間	7,840 円	7,000 円	840 円
非会員		9,050 円	8,000 円	1,050 円

6. 開催日時及び場所

日 時：令和 元年10月30日(水) 午前10時～

場 所：西建設会館 2F（西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 384-35）

7. 修了証

本教育を修了された方には、「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育修了証」を即日交付いたします。

8. その他

- (1) 電話による申込み予約等を行っておりませんのでご容赦下さい。
- (2) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)
- (4) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意下さい。
- (5) 受講当日は、時間厳守といたします。
 ※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。
- (6) 講習会場の駐車場は、十分確保がございます。

9. お問い合わせ・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 西地方分会
〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町舞戸町字鳴戸 384-35 西建設会館内
TEL 0173-72-3037 FAX 0173-72-5080

